

新規採用栄養教諭研修実施要項

1 目的

この研修は、新規採用栄養教諭に対して、栄養教諭の職務の本質やその在り方を理解させるとともに、食に関する指導及び学校給食の管理等について、基礎的基盤的な力や実践力を身に付けさせるため、現職研修の一環として実施する。

2 対象

次の(1)、(2)のいずれかに該当する栄養教諭（以下「新規採用栄養教諭」という。）を対象とする。

- (1) 当該年度に採用された県立学校又は市町村立小・中・義務教育学校の栄養教諭
- (2) 採用年度に実施された新規採用栄養教諭研修を修了していない栄養教諭

3 内容

- (1) 校長は、新規採用栄養教諭の研修が円滑に実施できるようにするため、必要に応じて校務分掌を軽減することができる。
- (2) 新規採用栄養教諭は、学校及び学校給食共同調理場において指導教員または指導講師（以下「指導教員等」という。）を中心とする指導及び助言による研修（15日間）を受ける。
- (3) 新規採用栄養教諭は、校外において県総合教育センター等における研修（9日間）を受ける。

4 年間研修計画

- (1) 県教育委員会は、新規採用栄養教諭研修に係る年間研修計画を作成する。
- (2) 年間研修計画においては、研修期間に関する事項、学校及び学校給食共同調理場における研修、校外における研修の項目及び時期、その他必要な事項を定める。
- (3) 市町村教育委員会は、県教育委員会が作成する年間研修計画に基づき、各学校及び学校給食共同調理場で充実した研修がなされるよう指導・助言を行う。

5 校内研修実施計画

- (1) 校長は、県教育委員会が作成する年間研修計画に基づき、当該学校の実情に配慮し、指導教員等の参画を得て、当該学校及び学校給食共同調理場における校内研修実施計画を作成する。
なお、この計画の作成に当たっては、県立学校においては県教育委員会の、市町村立学校においては市町村教育委員会の助言を受ける。
- (2) 校内研修実施計画においては、校外における研修との関連に配慮して、学校及び学校給食共同調理場における研修の項目及び時期その他必要な事項を定める。

6 指導教員等

- (1) 県立学校
県教育委員会は、当該学校の校長の意見を聴いて、栄養教諭経験者の中から新規採用栄養教諭に対して指導及び助言を行う指導教員等を講師として委嘱する。
- (2) 市町村立小・中・義務教育学校
ア 県教育委員会は、市町村教育委員会の求めに応じて、当該市町村教育委員会の意見を聴いて栄養教諭経験者の中から新規採用栄養教諭に対して指導及び助言を行う指導教員等を講師として委嘱し、当該市町村教育委員会に派遣する。
イ 市町村教育委員会は、県教育委員会が派遣した講師を、当該教育委員会が所管する小・中・義務教育学校の講師として委嘱する。

7 指導教員等を中心とする指導体制

- (1) 指導教員等は、校長及び教頭の指導の下に、校内研修実施計画に従い、学校及び学校給食共同調理場において研修を実施し、新規採用栄養教諭に対して専門的指導及び助言を行う。
- (2) 校長、教頭及び保健主任等は、校内研修実施計画に基づき、研修内容に応じて、新規採用栄養教諭の指導及び助言に当たる。（ただし、学校給食共同調理場と兼務の場合は、調理場長と連携を図ること。）
- (3) 指導教員等以外の教員は、校長及び教頭の指導の下に、校内研修実施計画に従い、指導教員等と連携しつつ、指導教員等の職務を補充して、新規採用栄養教諭の指導及び助言に当たる。
- (4) 指導教員等は、校長、教頭及び保健主任等による新規採用栄養教諭に対する指導及び助言の状況を把握し、系統的かつ組織的な研修が行われるよう配慮する。
- (5) 校長は、指導教員等を援助する学校全体としての協同的な体制を確立するとともに、これを校務分掌組織に位置付ける。
- (6) 校長は、新規採用栄養教諭が校外における研修を受ける間、その職務が校内の教員及び学校給食共同調理場の職員によって適切に行われるよう研修の趣旨を周知し、学校及び学校給食共同調理場の協力体制を整える。

8 校長・指導教員等連絡協議会

- (1) 県教育委員会は、新規採用栄養教諭研修を円滑に実施するため、校長及び指導教員等による連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を開催する。
- (2) 連絡協議会の構成員及び協議内容等は、次のとおりとする。
 - ア 構成員
新規採用栄養教諭が所属する学校長、指導教員等及び県教育委員会関係職員
 - イ 協議内容等
 - (ア) 研修計画の内容及び研修実施計画の作成基準並びに新規採用栄養教諭研修実施上の留意事項等の説明及び協議
 - (イ) 指導教員等の指導業務の内容及び新規採用栄養教諭に対する指導及び助言に関する留意事項の周知・徹底等

9 校内研修実施計画書及び報告書の提出

- (1) 校長は、校内研修実施計画書（様式 1）及び報告書（様式 2）を作成し、小・中義務教育学校は市町村教育委員会へ、県立学校は県総合教育センターへ提出する。
- (2) 市町村教育委員会は、校長から提出された校内研修実施計画書（様式 1）及び報告書（様式 2）を教育事務所へ提出する。
- (3) 教育事務所は、市町村教育委員会から提出された校内研修実施計画書（様式 1）及び報告書（様式 2）を県総合教育センターへ提出する。

10 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項については、県教育委員会教育長が別に定める。

附則 この要項は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

(参考) 当研修で成果が期待される「求められる資質」の趣旨及び自己評価について
 以下の表は、「かごしま県教員等育成指標」(研修等を通じて教員等の資質の向上を図る際の目安)を踏まえ、校内外を通じ当研修で成果が期待される「求められる資質」(キャリアステージに応じて段階的に高度な専門職としての職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき資質)を示したものです。

なお、これら全ての項目は、一律に取り組むことで画一的な教員像を求めるものではなく、管理職等との対話等を通じて、目標設定や自己評価の参考として活用したり、キャリアを見通したりする際に役立て、自らの一層の資質向上を図るためのものです。

1 教員等

求められる資質		ステージにおける求められる資質	
イ 学習指導	◎	① 児童生徒の学習意欲を引き出す指導力を培い、個別最適な学びや協働的な学びの実現に向けた授業改善に取り組むことができる。	◎
ウ 生徒指導	◎	① 生徒指導の意義や原理を理解し、個々の悩みや思いを共感的に受け止めながら児童生徒の学校生活への適応や人格の成長の援助を行うことができる。	◎
		② 児童生徒一人一人の特性や状況を捉えるとともに、保護者の思いを理解し、他の教職員や関係機関等と協力しながら組織的に対応することができる。	◎
		③ キャリア教育や進路指導の意義を理解し、児童生徒のよさや可能性を自覚させることができる。	○
エ 特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応	◎	① 個の特性や背景を捉えながら適切な実態把握をすることができる。	◎
		② 集団に対する効果的な指導(ユニバーサルデザインの考えに基づく教科指導等)や個に対する合理的配慮の提供を可能とする学級経営と授業づくりをすることができる。	○
オ ICTや情報・教育データの利活用	○	① 学校におけるICT活用の意義を踏まえ、授業や教材準備、校務等にデータ活用も含めてICTを適切に活用することができる。	◎
		② 育成すべき情報活用能力や情報モラル、情報セキュリティを正しく理解し、児童生徒に指導することができる。	○

2 1の教員等の資質に加え、各職の特性を踏まえた求められる資質

職		ステージにおける求められる資質	
養護教諭	◎	養護教諭として、必要な基礎的知識や技能を学び、実践を積み重ねることができる。	◎
栄養教諭	◎	食に関する指導や学校給食の管理等について基礎的・基盤的な力や実践力を身に付けることができる。	◎

※ ◎は特に研修の成果が期待される資質を、○は研修の成果が期待される資質を示しています。
 研修に主体的に取り組むためには、自分自身の「向上を目指す資質」や「強み」を明らかにし、自分を高めていく方向性を把握することが不可欠です。

なお、校種や職種の違いによって「求められる資質」の内容や重点は異なりますので、自己評価の際は、それぞれの校内における役割を把握した上で、校種や職種の特性に応じた自己評価を心掛けてください。